

監事監査報告書

令和 8 年 5 月 29 日

学校法人 三友学園
理事長 高久和男 殿

学校法人 三友学園

監事 大橋 敏男



監事 廣木 富雄



私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項および当学校法人寄附行為の定めに基づき、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）における学校法人三友学園の業務および財産の状況に関する監査を実施した。その方法および結果について、次のとおり報告する。

監査の方法の概要

私たち監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の執行状況について報告を求め、必要に応じて関係書類を閲覧し、業務および財産の状況を調査した。

会計監査に関しては、会計帳簿および関係書類の調査を行うとともに、収支計算書、貸借対照表および財産目録等について精査した。

監査意見

(1) 業務の状況に関する意見

理事の業務執行に関し、法令、寄附行為または学校法人の諸規定に違反する重大な事実、あるいは不正の行為は認められない。また、設置する専門学校の教育環境の維持および管理運営についても、適正に執行されているものと認める。

(2) 財産の状況に関する意見

令和 7 年度の収支計算書、貸借対照表および財産目録等の計算書類は、会計帳簿の記載と合致し、当学校法人の財産および収支の状況を正しく示しているものと認める。

以上